

松本市部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃と人権擁護に関する条例の
全部改正の骨子(案)に対するパブリックコメント等の意見聴取の結果について

1 意見聴取実施日

(1) パブリックコメント

令和4年8月26日(金)から令和4年9月25日(日)まで

(2) 総務委員協議会

令和8年8月19日(金)

2 閲覧方法

(1) 市ホームページ

(2) 窓口(行政情報コーナー、地域づくりセンター、人権共生課)

3 意見聴取の結果

(1) 取扱区分

区分	内容
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの
ウ 参考とする意見	案を修正はしないが、施策等の実施段階で参考とするもの
エ その他	制度全般への要望等

(2) パブリックコメント提出方法

方法	件数	人数
電子メール	7件	4人
ファクシミリ	3件	3人
郵送、持参	6件	5人
計	16件	13人

(意見を提出できる要件)

区分	人
市内在住	5
市内事務所	0
市内通勤	0
市内通学	0
利害関係者	8
計	13

(4) 意見等の区分

(単位:件)

区分	パブリック コメント	松本市差別撤廃 人権擁護審議会	経済文教 委員協議会	計
ア 反映する意見	1	1	1	3
イ 趣旨同一の意見	4	4	1	9
ウ 参考とする意見	8	0	1	9
エ その他	3	0	0	3
計	16	5	3	24

4 パブリックコメントにおける意見等の概要及び市の考え方

(1) 骨子(案)全般に関する意見(16件)

No.	意見等の概要	市の考え方
1	条例の名称から部落差別の表記を削除することに反対します。 (同様の意見 4件)	<p>【ウ 参考とする意見】</p> <p>部落差別は今なお続く人権課題であると認識していますが、他の人権課題と区別せずに取り組むべき課題であると認識しています。</p> <p>今回の改正では、条例の前文において部落差別解消に向けた取組みの経過について明示していく予定であり、条例の名称の中では表記しないものです。</p> <p>なお、条例の目的が差別の解消を目指すものであることから、「差別」の表記を用いていきたいものです。</p>
2	部落差別の文言を削除することは差別の根幹を揺るがすことになる。	
3	深刻化する差別全般に対応し、より身近な条例とするため、名称から部落差別の表記を削除するとあるが、深刻化しているのはインターネット上の部落差別書き込みである。	
4	名称から部落差別の文言を削除すれば市民に部落差別はなくなったというイメージを与えかねない。 (同様の意見 5件)	
5	部落差別が存在し、苦しんでいる人がいるのに部落差別という言葉削除しなければならないのか理解に苦しむ。	
6	第1条から部落差別の表記を削除しないで頂きたい。	<p>【ウ 参考とする意見】</p> <p>新たな条例では前文中に標記していく予定です。</p>
7	部落差別の解消は一般施策の中で他の差別と同列に論じるのが妥当と考える。	<p>【イ 趣旨同一の意見】</p> <p>部落差別の改善に向けた取組みは他の人権課題とともに実施しています。</p>
8	「すべての人は差別を受けない権利を有する」というような条項を入れることはできないか。	<p>【ア 反映する意見】</p> <p>世界人権宣言の精神や日本国憲法の理念を反映した表現を取り入れます。</p>
9	「本市においては、部落差別の解消に向けた取組みが差別撤廃の先駆けとして取り組まれてきた」と記載することに賛成します。	<p>【イ 趣旨同一の意見】</p> <p>同和対策に引き続いて様々な人権擁護の取組みが実施されてきたと認識しています。</p>
10	現条例は25年前に制定されたものであり、時代と共に見直すことは必要であるとする。	<p>【イ 趣旨同一の意見】</p> <p>条例制定以降、新たに発生している人権課題にも言及していきます。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方
11	現代の様々な人権侵害はインターネットを介して広がっていくことが多く、正しい知識をもって利用していくことが大切であると感じる。条例への明記が必要	【イ 趣旨同一の意見】 インターネット上の誹謗、中傷は看過することができない人権課題であると考えています。
12	骨子案の前文の(1)と(2)の順番を入れ替えてはどうか。	【ウ 参考とする意見】 他の意見とも合わせて検討します。
13	市の役割において「部局間で」や「必要な」の表記は不要ではいか。	【ウ 参考とする意見】 他の意見とも合わせて検討します。

(2) その他の意見 3件

No.	意見等の概要	市の考え方
14	人権都市宣言等も考えてほしい。	【エ その他】 都市宣言の意義について調べてまいります。
15	国が部落差別推進法を作って部落差別の解消を図っているのに地方公共団体が部落差別の文言を外すのは上位法優先の原則に反している。	【エ その他】 部落差別は今もなお続いていると考えています。今後も解消に向けた取組みを行ってまいります。
16	部落差別解消推進法を踏まえ、相談体制の充実等を盛り込んだ個別条例を検討してほしい。	【エ その他】 個別条例の制定につきましては別途検討してまいります。

5 審議会における意見

条例骨子案に関する意見（5件）

No.	意見等の概要	市の考え方
1	インターネット上やコロナ禍で発生している差別は大きな課題だ。人権の視点からの考え方を提案してほしい。	【イ 趣旨同一の意見】 インターネット上の誹謗中傷は時代の変化とともに発生している課題であり、条例の中に明示してまいります。
2	市民が生きやすく、優しく思いやりがあるまちだと感じ、自ら取り組んでいこうという気持ちになれるものであるとよい。	【イ 趣旨同一の意見】 市民のみなさんに親しみを持っていただくとともに、自分のこととして捉えていただける条例としてまいります。

No.	意見等の概要	市の考え方
3	多様性について記載することで条例の趣旨があいまいになってしまうのではないか。	【ア 反映する意見】 条例の趣旨が差別の解消を目的としていることを明確にするため、条例の名称に「差別」を表記します。
4	条例改正を通じてインターネットにおける課題に対し、市として一歩進んだ意思を表明することになると考えられる。	【イ 趣旨同一の意見】 インターネットにおける差別は重大な人権課題であることを明示してまいります。
5	人権について、小さなころから繰り返しの教育が重要であると考えられる。	【イ 趣旨同一の意見】 人権擁護に向けて教育が果たす役割はとても重要であると考えられます。

6 経済文教委員協議会における意見等の概要及び市の考え方
条例骨子案に関する意見（3件）

No.	意見等の概要	市の考え方
1	部落差別は依然として大きな人権擁護の課題であるということを明記してほしい。	【イ 趣旨同一の意見】 部落差別は依然としてなくなっておらず、インターネットの普及に伴い、新たな局面を迎えていると認識しています。
2	行政の同和対策は逆差別を生む結果になった。部落差別の解消に向けた取り組みが差別撤廃の先駆けであったとの表記は不要である。	【ウ 参考とする意見】 同和対策の結果、就学や識字など解決された課題もあると認識しています。また、行政において組織的な対応が行われるきっかけとなったと考えています
3	日本国憲法の理念及び世界人権宣言の精神という表現を残してはどうか。	【ア 反映する意見】 人権擁護や差別の解消に向けた根幹的な考え方を示すということを表記していきます。